

○厚生労働省告示第二百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十五条第一項第一号イ及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部改正）

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項 第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門 医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専 門医の資格とする。</p>	
認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学 会	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科 ・産婦人科・泌尿器科・脳神 経外科）専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	老年科専門医
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	新生児専門医 母体・胎児専門医
(略)	(略)
日本専門医機構	内科専門医 (略) リハビリテーション科専門医 総合診療専門医 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)

改正前

<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項 第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門 医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専 門医の資格とする。</p>	
認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科 ・産婦人科）専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	老年病専門医
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医 周産期（母体・胎児）専門医
(略)	(略)
日本専門医機構	総合内科専門医 (略) リハビリテーション科専門医 (新設) 消化器病専門医 循環器専門医 呼吸器専門医 血液専門医 内分泌代謝科（内科・小児科

（傍線部分は改正部分）

(削る) (削る)

・産婦人科) 専門医
糖尿病専門医
腎臓専門医
肝臓専門医
アレルギー専門医
感染症専門医
老年病専門医
神経内科専門医
消化器外科専門医
呼吸器外科専門医
心臓血管外科専門医
小児外科専門医
リウマチ専門医
小児循環器専門医
小児神経専門医
小児血液・がん専門医
周産期専門医
婦人科腫瘍専門医
生殖医療専門医
頭頸部がん専門医
放射線治療専門医
放射線診断専門医
手外科専門医
脊椎脊髄外科専門医
集中治療専門医
消化器内視鏡専門医

(児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門
医の資格の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する
専門医の資格(平成二十六年厚生労働省告示第四百六十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。

認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科)専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	老年科専門医
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	新生児専門医 母体・胎児専門医
(略)	(略)
日本専門医機構	内科専門医 (略) リハビリテーション科専門医 総合診療専門医 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)

改正前

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。

認定機関	専門医の資格
(略)	(略)
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
(略)	(略)
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
(略)	(略)
日本老年医学会	老年病専門医
(略)	(略)
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医 周産期(母体・胎児)専門医
(略)	(略)
日本専門医機構	総合内科専門医 (略) リハビリテーション科専門医 (新設) 消化器病専門医 循環器専門医 呼吸器専門医 血液専門医 内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医

(削る) (削る)

糖尿病専門医
腎臓専門医
肝臓専門医
アレルギー専門医
感染症専門医
老年病専門医
神経内科専門医
消化器外科専門医
呼吸器外科専門医
心臓血管外科専門医
小児外科専門医
リウマチ専門医
小児循環器専門医
小児神経専門医
小児血液・がん専門医
周産期専門医
婦人科腫瘍専門医
生殖医療専門医
頭頸部がん専門医
放射線治療専門医
放射線診断専門医
手外科専門医
脊椎脊髄外科専門医
集中治療専門医
消化器内視鏡専門医

附 則

(適用期日)

1 この告示は、告示の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の際現にこの告示による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格又は児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格に定める専門医の資格を有する者に係る専門医の資格については、なお従前の例による。